

令和元年度 教育委員会 第22回定例会 議案

	1	日	時	令和2年3月19日	(木)	午前 9 時30分
--	---	---	---	-----------	-----	-----------

- 2 場 所 教育委員会議室
- 3 報告事項

4 議 案

第51号議案	新たな任用制度の施行に伴う関連規則等の一部改正	1
第 52 号議案	静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正	6
<非>第 53 号議案	令和2年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命	…非
<非>第 54 号議案	教職員の懲戒処分について	…非
<非>第 55 号議案	教職員の懲戒処分について	…非
<非>第 56 号議案	教職員の懲戒処分について	…非

5 閉 会

第 51 号議案

新たな任用制度の施行に伴う関連規則等の一部改正

新たな任用制度の施行に伴い、静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則 等の一部改正を行う。

令和2年3月19日提出

静岡県教育委員会教育長

<第51号議案 概要>

新たな任用制度の施行に伴う関連規則等の一部改正

1 改正等の理由

学校の非常勤講師等について、これまで地方公務員法(以下「法」という。) が適用除外となる特別職非常勤職員として任用してきたが、法改正に伴う特 別職非常勤職員の任用要件の厳格化により、令和2年度から一般職の地方公 務員「会計年度任用職員」に位置づけられた。

これに伴い、会計年度任用職員の人事評価の実施や服務管理について必要な改正を行う。

2 改正の内容

規則等名称	主な改正の内容
静岡県立学校教職員の 人事評価に関する規則 静岡県市町立学校教職 員の人事評価に関する 規則	○会計年度任用職員の人事評価の実施を規定 規則上は別に定めることとし、別途、要綱に手続きを規定 ・一任用期間で評価を実施 (常勤職員は前期・後期の2回に分けて実施)・常勤職員よりも簡易な評価シートを活用・評価結果を、翌年度の選考手続きに活用 (常勤職員は勤勉手当に反映)
静岡県教育委員会処務 規程	○会計年度任用職員の服務について規定 規程上は別に定めることとし、別途、運用通知に 規定

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

(参考)

· ·		
特別職非常勤職員	会計年度任用職員	
・専門的な知識経験に基づき助言等を	・パートタイム又は補助的業務に従事	
行う職【令和2年度から厳格化】	する職	
・法適用除外(人事評価不要)	・法適用(人事評価の実施ほか)	

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則(平成30年静岡県教育委員会規則第3号)の一部を次のよう に改正する。

- <u> 火北 タ る。</u>	
改正前	改正後
(意見の申出)	(意見の申出)
第10条 (略)	第10条 (略)
	(会計年度任用職員の人事評価)
	第11条 会計年度任用職員の人事評価の実施に
	関し必要な事項は、第2条から前条までの規
	定にかかわらず別に定める。
(その他)	(その他)
<u>第11条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則(平成30年静岡県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

· <u>/ 下以上 / 3。</u>	
改正前	改正後
(意見の申出)	(意見の申出)
第10条 (略)	第10条 (略)
	(会計年度任用職員の人事評価)
	第11条 会計年度任用職員の人事評価の実施に
	関し必要な事項は、第2条から前条までの規
	定にかかわらず別に定める。
(その他)	(その他)
<u>第11条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡県教育委員会訓令甲第 号

本 庁 各教育事務所 各教育機関 各県立学校

静岡県教育委員会処務規程(平成30年静岡県教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。 令和 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 黍

	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
改正前	改正後
(服務の宣誓)	(服務の宣誓)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2 · 3 (略)
4 前項の規定により提出された宣誓書は、人	4 前項の規定により提出された宣誓書は、人
事主管課長が整理保管する。	事主管課長が整理保管する。 <u>ただし、現地機</u>
	関及び県立学校における新規採用の職員(所
	長、館長及び校長を除く。」のうち、臨時的に
	<u>任用されたものに係る宣誓書にあっては、当</u>
	<u>該職員の上級の公務員が整理保管する。</u>
(職員の事故等の報告)	(職員の事故等の報告)
第25条 (略)	第25条 (略)
	(会計年度任用職員の服務)
	第26条 会計年度任用職員(地公法第22条の2
	第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)
	の服務は、第2条から前条までの規定にかか
	わらず、その職務の特性等を考慮して、別に
	定める。
(委任)	(委任)
<u>第26条</u> (略)	<u>第27条</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行する。

第52号議案

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正を行う。

令和2年3月19日提出

静岡県教育委員会教育長

<第52号議案 概要>

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

1 改正理由及び内容

- ・サテライト勤務制度及び在宅勤務制度の試行等による多様な働き方の中で、 勤務公署外への公文書持ち出しの必要性が高まっている。ついては、公文書 の持ち出しに係る取扱いを明確にするため、改正を行う。(第70条の2関 係)
- ・令和2年度教育委員会組織改編に伴い、所要の改正を行う。(別表第1及び 第2関係)

2 施行期日

令和2年4月1日

静岡県教育委員会訓令甲第1号

6

7

8

9

<u>10</u>

<u>11</u>

<u>12</u>

<u>13</u>

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

情報化推進室

<u>教政情</u>

 本
 方

 各
 教
 育
 機
 関

 各
 県
 立
 学
 校

静岡県教育委員会文書管理規程(平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改める。 令和2年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

				静岡県教	(育委員	会教育長 木	苗直秀
(職員以外の者からの公文書の閲覧請求等の処				(職員以	外の者に	からの公文書の問	閲覧請求等の処
理)				理)			
第70条 (略)			第70条 (略)		
				(公文書	の持ち	出し)	
				第70条の2	公文	書は、庁舎の外に	こ持ち出しては
				ならない	。ただ	し、文書管理者の	の許可を受けた
				場合は、この限りでない。			
(電磁的記録の管理方法)			(電磁的記録の管理方法)				
第71条 (略)				第71条 (略)			
別表第1	(略)			別表第 1 (略)			
種別	番号	課名等	課名等の	種別	番号	課名等	課名等の
			頭字				頭字
本庁 (略)			本庁	(#	各)		
	3	(略)			3	(略)	
	4	<u>福利課</u>	教福		4	教育厚生課	教厚
					<u>5</u>	教育施設課	教施
	<u>5</u>	(略)			<u>6</u>	(略)	

7 (略) 8 (略) (略) 9 <u>10</u> (略) I C T 教育推 数政 Ⅰ <u>11</u> <u>進室</u> <u>12</u> (略) <u>13</u> (略) <u>14</u> (略)

(略)			
教育機関	(#	各)	
(県立学	13	(略)	
校を除	<u>14</u>	富士山麓山の	富士山
< 。)		杜	
(略)			

(略)			
教育機関	(略)	
(県立学	13	(略)	
校を除			
< 。)			
(略)			

(略)			
別表第2	(略)		
種類	寸法(ミ	用途	公印管守者
	リメート		
	ル)		
(略)		
少年自	(略)		
然の家			
印			
高校生	<u>"</u>	<u>"</u>	高校生集団
集団宿			宿泊訓練施
泊訓練			設所長
施設印			
県立学	(略)		
校印			
(略)			
少年自	(略)		
然の家			
所長印			
高校生		<u>"</u>	高校生集団
集団宿			宿泊訓練施
泊訓練			設所長
施設所			
長印			
県立学	(略)		
校長印			
(分校			
用を除			
< 。)			

(略)			
別表第2	(略)	Ti .	ı
種類	寸法(ミ	用途	公印管守者
	リメート		
	ル)		
(略))		
少年自	(略)		
然の家			
印			
県立学	(略)		
校印			
(略)			
少年自	(略)		
然の家			
所長印			
県立学	(略)		
校長印			
(分校			
用を除			
< 。)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行する。

第22回定例会 報告事項

番号	項目	Page
1	春季休業中及び学校再開(新学期)への対応	
2	静岡県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正	1
3	<非>令和2年度教職員人事異動概況	非

報告事項2

令和2年3月19日

(件 名)

静岡県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正

(福利課)

1 改正の理由

本規程は、職員の安全衛生管理を定めたものであるが、静岡県教育委員会組織規則の一部改正に伴い、組織等の名称変更を行う。

また、現地機関における職員衛生委員会の組織構成に衛生推進者が不足していたため、追加する。

2 改正の内容

規程中、「福利課」とあるのを「教育厚生課」に、「福利課長」とあるのを「教育厚生課長」に改めることとした。

また、第22条2(3)「衛生管理者」を「衛生管理者又は衛生推進者」に改めることとした。

3 施行日

令和2年4月1日

静岡県教育委員会訓令乙第 号

本 庁 各教育事務所 各 教 育 機 関 各 県 立 学 校

静岡県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成31年静岡県教育委員会訓令乙第1号)の一部を次のように 改正する。

令和2年3月 日

改正前		改正後	
	(総括安全衛生管理者代理)	(総括安全衛生管理者代理)	
	第6条 (略)	第6条 (略)	
	2 前項の総括安全衛生管理者代理は、 <u>福利課</u>	2 前項の総括安全衛生管理者	
	- - <u>長</u> の職にある者をもって充てる。	生課長の職にある者をもって	

第19条 協議会の庶務は、福利課において処理 する。

(組織)

(庶務)

- 第22条 本庁における職員衛生委員会は、次に 掲げる者をもって組織する。
 - (1) 福利課長
 - (2)~(4) (略)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>福利課長</u>が 指名した者
- 2 現地機関における職員衛生委員会は、次に 掲げる者をもって組織する。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 衛生管理者
 - (4) (略)

(庶務)

第26条 職員衛生委員会の庶務は、本庁にあっ ては福利課、現地機関にあっては総務課又は これに相当する課若しくは班において処理す 静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

!者代理は、教育厚 て充てる。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、教育厚生課において 処理する。

(組織)

- 第22条 本庁における職員衛生委員会は、次に 掲げる者をもって組織する。
 - (1) 教育厚生課長
 - (2)~(4) (略)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育厚生課 長が指名した者
- 2 現地機関における職員衛生委員会は、次に 掲げる者をもって組織する。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 衛生管理者又は衛生推進者
- (4) (略)

(庶務)

第26条 職員衛生委員会の庶務は、本庁にあっ ては教育厚生課、現地機関にあっては総務課 又はこれに相当する課若しくは班において処 理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この訓令乙は、令和2年4月1日から施行する。